

◎新潟県告示第163号

平成29年度豪雪に関し、平成30年2月14日から長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市及び阿賀町の区域において災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する。

また、同法13条第1項の規定により、同法第7条から第10条までに規定する事務を、長岡市長、小千谷市長、十日町市長、魚沼市長及び阿賀町長が行うこととする。

平成30年2月23日

新潟県知事 米 山 隆 一